

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年2月19日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-6-1(2)
6. 独自利用事務の対象者	生徒
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和2年10月13日
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない ▼
9. 評価書番号	
10. 保護評価書の名称	
11. 保護評価書のURLリンク	
12. 委任関係	

執行機関名 鹿児島県教育委員会

知事等(教育委員会)が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校の専攻科の生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1 教育委員会の第2号 高等学校の専攻科の生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	鹿児島県立高等学校専攻科修学支援金交付要領 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(高等学校等の生徒等)がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、(高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する)ことを目的とする。	この要領は、県立高等学校の本科を卒業した者が、引き続き国家資格取得等に必要職業専門教育を受けるために県立高等学校専攻科に進学している実態に鑑み、(高等教育の修学支援制度の対象となる同世代の学生等との公平性の観点から、家庭の状況にかかわらず生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料の教育費負担の軽減を図る)ため、(低所得世帯の真に支援が必要な生徒)に対して、県立高等学校専攻科修学支援金(以下「専攻科修学支援金」という。)を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		鹿児島県立高等学校専攻科修学支援金交付要領